

監査の信頼性と公認会計士・監査審査会の役割

松井 隆幸

目 次

- | | |
|------------------|---------------------|
| 1. はじめに | 4. 審査会のモニタリング |
| 2. 公認会計士監査の意義 | 5. サステナビリティ情報開示への対応 |
| 3. 監査の信頼性を確保する制度 | 6. おわりに |

本稿では、公認会計士監査の意義について概説した上で、監査の信頼性確保のための制度として、個別監査業務の品質管理、監査事務所の品質管理、品質管理レビュー及び公認会計士・監査審査会によるモニタリングについて説明した。特に、モニタリングに関しては、その役割を指摘し、報告徴収及び検査の概要を紹介した。続けて、サステナビリティ情報の開示と保証の動向について述べ、情報開示の信頼性確保のための課題を指摘した。

1. はじめに

公認会計士・監査審査会（以下、審査会）は、2004年4月、公認会計士法に基づき、公認会計士審査会を改組・拡充して、金融庁に設置された。当時、米国では、エンロン事件などの会計不正事件に対応して、企業改革法、いわゆるSOX法が制定された。SOX法に基づき、PCAOB(注1)の設置、内部統制報告制度の導入などの制度改革が実施されたところであった。

そこで、金融審議会・公認会計士制度部会において、米国での対応などを踏まえ、制度のあり方

について検討が行われた。検討の中で、日本公認会計士協会（以下、協会）による品質管理レビューは、自主規制の具体化として尊重されるべきであるが、身内によるレビューでは監査の公平性と信頼性の確保には限界があると指摘された。これを受け、行政において監視・監督の立場から、自主規制の限界を補完する機関として、審査会は設置された。

審査会は、会長及び委員9名以内で構成される合議制の機関である。会長及び委員は、衆参両議院の同意を得て内閣総理大臣により任命され、独立してその職権を行使する。審査会の使命は、公



松井 隆幸（まつい たかゆき）

公認会計士・監査審査会 会長。1985年拓殖大学 商学部助手。専任講師、助教授を経て、1997年拓殖大学 商学部 教授。2005年青山学院大学 大学院会計プロフェッション研究科教授、2015年研究科長。2016年公認会計士・監査審査会委員（常勤）に就任。2022年4月より現職。イリノイ大学客員研究員（1994～95年）、公認会計士試験試験委員（2013～16年）、NECネットエスアイ(株)社外取締役（2008～16年）などを歴任。